

第 60 回長崎県個人情報保護審査会議事録

1 日 時

平成 25 年 12 月 25 日(水) 午後 1:30 から 2:20 まで

2 場 所

出島交流会館 11 階産業振興多目的ホール

3 出席委員

阿部委員、長尾委員、中村委員、堀江委員（50 音順）

4 事務局

議題 1～2（県民センター）

園田センター長、渡辺課長補佐、鹿屋主任主事

議題 3（地域振興課）

浦上総括課長補佐、飛永係長、戎谷主任主事

5 担当課

議題 3（県警察本部交通指導課駐車対策室）

迫頭室長、古川係長

6 議 題

- ・議題(1) 会長互選
- ・議題(2) 会長職務代理者及び議事録署名人の指名
- ・議題(3) 住民基本台帳ネットワークの本人確認情報を利用するために条例に定める事項について

7 会議結果

- ・議題(1) 会長に堀江委員を選出した。
(応答) : 委員 : 事務局 : 担当課 (以下、同じ。)
事務局 会長は、長崎県個人情報保護審査会規則第 2 条第 1 項に基づき、委員の互選によることとなっている。
長尾委員 従前のとおり、堀江委員にお願いしたい。
他委員 同意
堀江委員 承諾
- ・議題(2) 会長職務代理者に大内委員、議事録署名人に長尾委員を指名した。
(応答)
堀江会長 会長職務代理者は審査会規則により、議事録署名人は審査会運営

要領により、会長が指名することになっている。

会長職務代理者については大内委員に、議事録署名人については長尾委員に願います。

・議題(3) 了承された。

(諮問事案の説明)

地域振興課、県警本部交通指導課駐車対策室から資料に基づき説明。

(応答)

堀江会長 弁明通知書と仮納付書を車両使用者に送り、期限内に納付がなければ納付命令書と納付書を送付する流れの中で、住基ネットの利用はどの段階で使用するのか。

担当課 まず、弁明通知書等を送付し、住所不明で返戻された場合、市町に住所調査を照会しますが、その段階で住基ネットを利用します。

長尾委員 当該事務に住基ネットを利用するにあたり、セキュリティー上問題点はあるのか。

担当課 セキュリティーにあたっては、県のセキュリティー規程に則って実施するため、問題点、弊害はないと考えている。

現在でも、調査内容等はいくまでも駐車対策室だけの資料ですので、犯罪捜査等の情報に使用することはありません。

事務局 住基ネットにつきましては、条例に定められた事務以外の使用はできません。仮にこれに違反して使うということになりますと県の個人情報保護条例の不正利用罰則あるいは住民基本台帳の守秘義務違反で罰せられるということになります。

堀江会長 現在8府県で利用されているようですが、他の30数県の利用についての見通しはどうなっているか。

担当課 現在、千葉県が準備を進めていまして、それ以外にも5道県が条例改正の準備をしています。最終的には全都道府県で利用できるように進んでいくものと考えている。

阿部委員 現在利用中の8府県から行政経費の削減や行政の効率化が図られたというような情報はありますか。

担当課 住所照会、回答を作成する事務負担がなくなり、行政の効率化が図られ、書類の郵送経費も削減される。また、住所変更者が住基ネットですぐに判明されるため、督促等の素早い対応ができ、未収金対策に非常に効果があったという情報がある。

会長から個人情報の取り扱いにあたり、弊害はないようですので、了解としてよいかの発言があり、全員異議なく、了承された。